

那須塩原市健康ポイントアプリ導入・運用保守業務委託

公募型プロポーザル実施要綱

目 次

1	概要	p 1
	(1) 業務の名称	
	(2) 業務の目的	
	(3) 業務の内容	
	(4) 履行期間	
	(5) 提案上限額	
	(6) 担当部署及び書類提出先等	
2	応募者の資格要件	p 2
3	本プロポーザルの手続等	p 3
	(1) 本プロポーザルの日程	
	(2) 参加申請書の提出	
	(3) 質疑	
	(4) 企画提案書等の提出	
4	評価方法等	p 4
	(1) 評価基準	
	(2) 評価方法	
	(3) 2次選考（プレゼンテーション）	
	(4) 結果通知	
5	契約の締結	p 6
6	その他	p 6

1 概要

(1) 業務の名称

那須塩原市健康ポイントアプリ導入・運用保守業務委託

(2) 業務の目的

那須塩原市では、那須塩原市健康いきいき21プラン(健康増進計画)に基づき、市民の健康づくりに対する関心を高め、健康的な生活習慣を実践するきっかけとなるよう令和3年度から「那須塩原市健康ポイント事業(愛称:みるぼい)」を実施している。^{*1}「那須塩原市健康ポイント事業」は、歩数計で計測したウォーキングの実績、健康診査等結果書の提出等に基づき、参加者に健康ポイント(以下、「ポイント」という。)を付与し、ポイントの累計に応じて特典を贈呈する仕組みとしている。

一方、本市では、令和4年3月に「時代の変革に対応した持続可能なまち」を築き上げるためにDX推進戦略及びDX推進戦略アクションプランを策定し、デジタル化を軸として市民、地域や事業者が行政を生み出す価値を享受できるよう取組みを進めている。

那須塩原市健康ポイントアプリ導入・運用保守業務委託(以下、「本業務委託」という。)は、令和6年度以降も引き続き市民の健康増進を図るとともに、デジタル技術を活用した効率的、効果的な事業を遂行するため、スマートフォン用の健康ポイントアプリケーションソフトウェア(以下、「アプリ」という。)を導入する。アプリを導入することにより、利用人数の拡大に繋げることや、利用者のポイントの貯めやすさ及び使いやすさを向上させること等で、市民の健康づくりへの意欲を喚起するとともに、運動習慣の定着等を促し、市民の健康寿命の延伸を実現することを目的とする。

また、本業務委託の実施に当たっては、公募型プロポーザル方式にて事業者を決定し、導入するアプリを採用する。

※1「那須塩原市健康ポイント事業(愛称:みるぼい)」の1期生に実施したアンケート集計結果は、別紙「健康ポイント事業(みるぼい)1期生アンケート集計結果【抜粋】」のとおり。

(3) 業務の内容

詳細な業務の内容は、「那須塩原市健康ポイントアプリ導入・運用保守業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(4) 履行期間

- ・アプリの導入
契約日の翌日から令和6年9月30日まで
- ・アプリの運用保守
令和6年10月1日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額

53,459,850円（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「税込」という。）

- ・令和6年度に発生する費用の上限額は、17,512,050円（税込）
- ・令和7年度に発生する費用の上限額は、15,491,400円（税込）
- ・令和8年度に発生する費用の上限額は、20,456,400円（税込）

※ 那須塩原市健康ポイントアプリ導入・運用保守業務委託公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）で提案し、実施する内容は、すべて見積金額に含めるものとする。

※ 令和6年度に発生する費用の上限額には、アプリの導入に係る費用も含む。

※ 仕様書「6-1(2)」で示している「想定利用人数」の増減により契約金額に変更が生じる場合には、委託者と受託者が協議の上、変更するものとする。

※ 各年度の上限額には、仕様書「6-2(3)②」で示している「インセンティブの調達及び発送業務に係る予算上限額」の費用も含む。また、「インセンティブの調達及び発送業務に係る予算」は、年度毎の精算払いとし、年度毎の予算上限額は、超えられないものとする。

(6) 担当部署及び書類提出先等

那須塩原市 保健福祉部 健康増進課 健康増進係

〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号

電話：0287-63-1100

E-mail：kenkouzoushin@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 応募者の資格要件

本プロポーザルの参加者は、次の事項を全て満たす単体企業又は2者以上で構成される共同体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。

- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。
- (6) 本業務委託を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

3 本プロポーザルの手続等

(1) 本プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和6年4月 2日（火）
イ 参加申請書提出期限	令和6年4月18日（木）正午まで
ウ 質疑書提出期限	令和6年4月18日（木）正午まで
エ 質疑回答	令和6年4月26日（金）
オ 辞退届提出期限	令和6年5月17日（金）正午まで
カ 企画提案書提出期限	令和6年5月17日（金）正午まで
キ 1次選考結果通知	令和6年5月24日（金）正午まで
ク 2次選考（プレゼンテーション）	令和6年5月30日（木）
ケ 審査結果通知・公表	令和6年5月31日（金）

(2) 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和6年4月18日（木）正午まで（必着）
- イ 提出書類 ① 参加申請書（様式第1号） 1部
② 参加資格要件確認書（様式第2号） 構成員ごとに1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 1(6)に同じ。
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本プロポーザルに関して質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）により受け付ける。

- ア 提出期限 令和6年4月18日(木)正午まで(必着)
- イ 提出書類 質疑書(様式第4号)
- ウ 提出方法 電子メール
質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を併せて行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。
件名 健康ポイント+送信年月日[yyyymmdd]+(参加者名称)
【例】株式会社△△△△が令和6年4月15日に質疑書を送付した場合 健康ポイント20240415株式会社△△△△
- エ 提出先 1(6)に同じ。
- オ 質疑回答 質疑への回答は、参加申請を行ったすべての事業者に、回答書を添付した電子メールを返信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。
- カ 質疑回答日 令和6年4月26日(金)

(4) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和6年5月17日(金)正午まで(必着)
- イ 提出書類 ① 履行実績等(様式第5号)
履行実績等の添付書類については、すべて片面印刷とし、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。
② 業務実施体制図(様式第6号)
③ 企画提案書(様式第7号)
企画提案書については、すべて片面印刷、A4サイズとする。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。
④ 価格提案書(様式第8号)
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。
なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 1(6)に同じ。
- オ 提出部数 正本1部、副本7部

4 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

- ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。
- イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。
- ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。
- エ 参加申請者が6者以上のときは、事前に能力評価による1次選考（書類審査）を行い、その評価点が上位の5者において提案評価及び価格評価による2次選考（プレゼンテーション）を行う。
- オ 1次選考の結果は、令和6年5月24日（金）正午までに落選者のみに電子メールにより通知する。

(3) 2次選考（プレゼンテーション）

- ア 開催日 令和6年5月30日（木）
- イ 開催場所 那須塩原市役所西那須野庁舎2階 203会議室
〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3
- ウ 提案者ごとの時間は、30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。
- エ 提案者の参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。
- オ 注意事項
 - ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。
 - ② プレゼンテーションに当たって、市で用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。
 - ③ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
 - ④ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布資料がある場合は、7部用意すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和6年5月31日（金）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後、契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が2に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
 - (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
 - (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとす
- る。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
 - (5) 提出された資料は、返却しない。
 - (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
 - (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。